

議案第一号

港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年二月十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例の一部を改正する条例

港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成二十七年港区条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項及び第十五条第二項中「第十九条第十四号」を「第十九条第十五号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十六号）

の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。